

令和7年12月8日

農地を所有する皆様へ

浜松市
浜松土地改良区

国営三方原用水二期土地改良事業の事業完了について（お知らせ）

日頃、土地改良事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、三方原台地一帯から浜名湖東岸の地域は、水の無い台地等に天竜川から農業用水を導き、安定的な農業生産の向上を図るため、国営三方原土地改良事業（昭和35年度～昭和45年度）等により、農業水利施設を整備しました。この三方原用水によって、浜松市の農業は、飛躍的な発展を遂げ、全国的にも有数な農業産出額を誇る都市となりました。

しかし、事業完了から50年以上経過し、施設の老朽化が進行したことにより、農業用水の安定供給に支障が生じていることや、大規模地震に対する耐震性の不足を踏まえまして、農林水産省、静岡県、浜松市及び土地改良区との連携の下、平成27年度から12年間、国営三方原用水二期土地改良事業で造成した施設の改修工事を実施し、令和8年度をもって、事業が完了する運びとなりました。

事業完了に先立ち、「国営三方原用水二期土地改良事業地区内の農地所有者^{※1}」の皆様、事業内容等を報告させていただくために、別紙のパンフレットを郵送させていただきます。

事業完了にあたり、事業の目的等について、改めてご理解いただけたら幸いです。

受益者^{※2}の皆様におかれましては、これまで、農業用水の3日断水4日通水にご協力いただきまして誠に感謝申し上げます。

なお、今後も県営水利施設の改修工事は継続しますので、引き続きご協力いただきますようよろしくお願い致します。

※1：農業委員会等へ届け出て、農地を耕作者に貸している方につきましては、耕作者に対し、国営三方原用水二期土地改良事業の事業完了について、お伝えいただけたら幸いです。

※2：「受益者」とは、受益地内で農地を所有されている方、または、農地を農業委員会等へ届け出て借りて耕作されている方です。

お問い合わせ先

○国営三方原用水二期土地改良事業の事業内容について

・三方原用水二期農業水利事業所 ☎053-540-4333

○農振除外及び農地転用について

・浜松市農地利用課 ☎053-457-2335

○対象となる受益者（組合員）・受益地について

・浜松土地改良区 ☎053-424-5510

1. 国営三方原用水二期土地改良事業について

【令和8年度をもって「国営三方原用水二期土地改良事業」が完了します】

- ・三方原用水地域では、水の無い台地に天竜川から農業用水を導き、安定的な農業生産の向上を図るため、国営三方原土地改良事業（昭和35年度～昭和45年度）等により、農業水利施設を整備しました。
- ・この三方原用水によって、浜松市の農業は、飛躍的な発展を遂げ、全国的にも有数な農業産出額を誇る都市となりました。
- ・しかし、国営事業完了から50年以上経過し、施設の老朽化や耐震不足が確認されたことから、平成27年度から、「国営三方原用水二期土地改良事業」に着手し、老朽化した施設の改修や、大規模地震に対する耐震補強を行ってまいりました。
- ・また、計画的な作物栽培に対応するべく、5つの調整池の新設と、中央管理所からの集中監視・制御により、農業用水の需要に応じた用水管理が可能となりました。

「国営三方原用水二期土地改良事業」は、令和8年度をもって、事業が完了する運びとなりました。皆様には工事に伴う断水等にご協力いただきまして誠にありがとうございます。なお、今後も県営水利施設の改修工事は継続しますので、引続きご協力いただきますようよろしくお願い致します。

浜松土地改良区では、この事業で更新された施設をこれからも適正に管理してまいりますので、引続き、皆様のご協力をお願いいたします。

2. 国営三方原用水二期土地改良事業概要

1. 受益面積：3,310ha（水田638ha、普通畑2,672ha）
2. 総事業費：約221億円
3. 事業工期：平成27年度～令和8年度（12年間）
4. 事業内容：秋葉取水口（改修） 1箇所、
 用水路（改修・耐震化） 39.2km
 調整池（新設） 5箇所
 水管理システム（改修） 1式

3. 国営三方原用水二期土地改良事業 整備図

1. 大規模地震への対応

課題: 南海トラフ地震等に対応する安全性の確保。

対策: 重要度が高い導水幹線を中心に耐震補強を行った。



2. 老朽化への対応

課題: 施設の老朽化が進み漏水、クラック等が発生。

対策: 開水路の内面ライニングなど構造に応じた対策を実施した。



3. 農業用水の需要に応じた対応

課題: 取水から末端施設までの到着時間が長い
ため、用水需要への応答が遅延。

原因: 営農形態の変化など。

対策: 調整池及び水管理システムの導入により、
用水需要に応じた用水管理が可能となった。



農業用水の利用



凡例	
—	農水・上水・工水 共有区間
—	農工・工水 (2者区間)
—	農水単独区間
○	新設・既設調整池
○	余水吐
○	分水工
■ (pink)	受益 (水田)
■ (yellow)	受益 (畑地)
■ (orange)	受益 (樹園地)

土地改良事業区域内における土地利用について

土地改良事業の受益地は、公共投資を行う優良農地（農振農用地）であることから、原則的には転用できないこととなっています。土地利用を変更する計画があるときは以下へお尋ねください。

【 農振除外及び農地転用について 】： 浜松市農地利用課 ☎053-457-2335

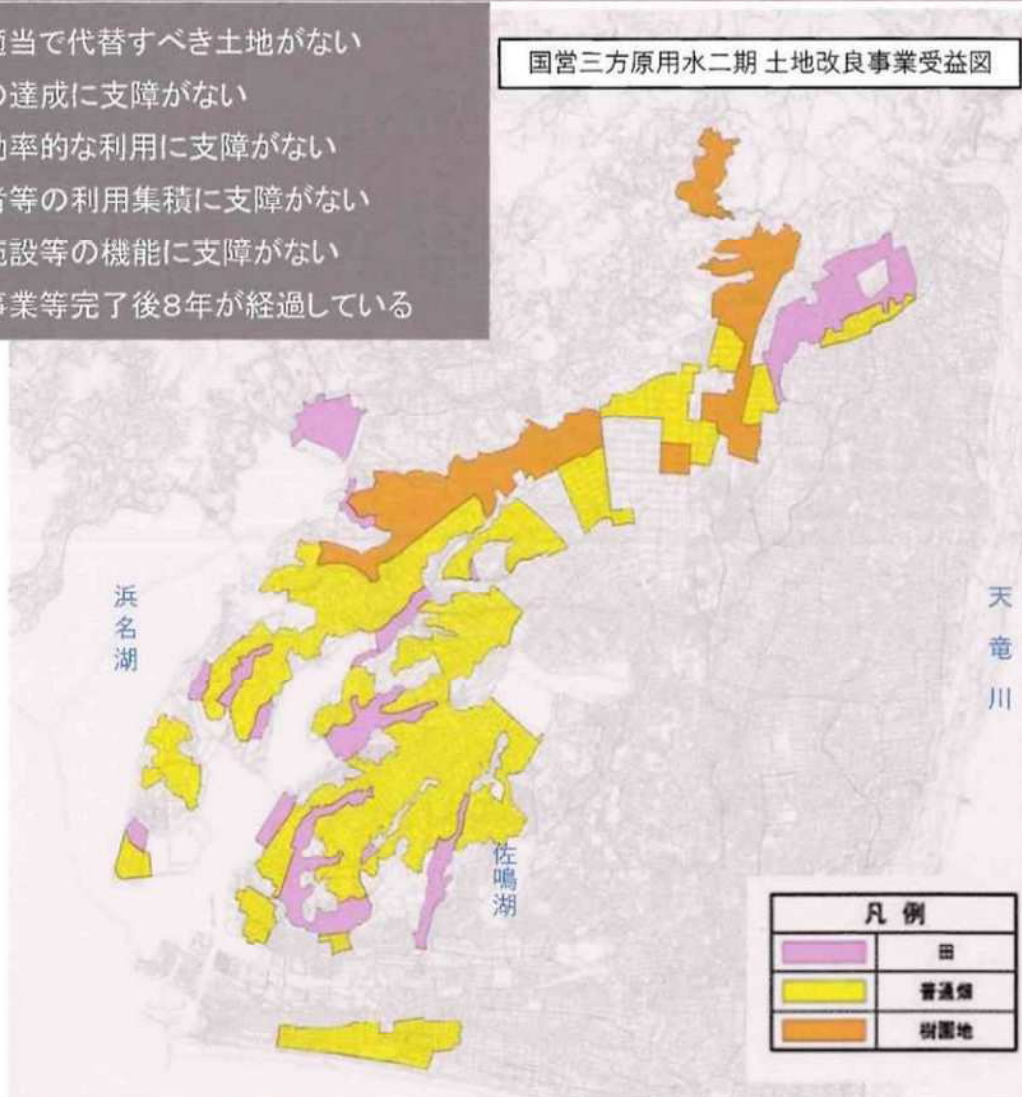
【 対象となる受益者(組合員)及び受益地について 】： 浜松土地改良区 ☎053-424-5510

(参考)

農用地区域から農地を除外するためには、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく以下要件を原則全て満たす必要があります。

- ・ 必要かつ適当で代替すべき土地がない
- ・ 地域計画の達成に支障がない
- ・ 農業上の効率的な利用に支障がない
- ・ 認定農業者等の利用集積に支障がない
- ・ 土地改良施設等の機能に支障がない
- ・ 土地改良事業等完了後8年が経過している

国営三方原用水二期 土地改良事業受益図



※土地改良受益図は、大まかな受益範囲を示しております。詳細は、浜松土地改良区まで問い合わせ願います。